

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 佐々木 茂光

- 1 日時
平成29年12月7日（木曜日）
午前10時0分開会、午後0時10分散会
（うち休憩 午後0時7分～午後0時8分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
佐々木茂光委員長、阿部盛重副委員長、伊藤勢至委員、小野共委員、柳村岩見委員、
嵯峨耆朗委員、工藤勝博委員、五日市王委員、小野寺好委員、臼澤勉委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
戸塚担当書記、竹花担当書記、高橋併任書記、黒澤併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
中野県土整備部長、高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長、遠藤道路都市担当技監、
八重樫河川港湾担当技監、嵯峨県土整備企画室企画課長、
小上県土整備企画室用地課長、菊池建設技術振興課総括課長、
沖野建設技術振興課技術企画指導課長、田中道路建設課総括課長、
白旗道路環境課総括課長、岩渕河川課総括課長、佐々木河川課河川開発課長、
大久保砂防災害課総括課長、藤井都市計画課総括課長、
小野寺都市計画課まちづくり課長、矢内下水環境課総括課長、
廣瀬建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、谷藤建築住宅課営繕課長、
照井港湾課総括課長、箱石空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
(1) 県土整備部関係審査
(議案)
ア 議案第1号 平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）
イ 議案第2号 平成29年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
ウ 議案第37号 内丸緑地の指定管理者を指定することに関し議決を求めることにつ

いて

- エ 議案第38号 岩手県立花巻広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- オ 議案第40号 岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- カ 議案第41号 リアスハーバー宮古の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- キ 議案第53号 平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）
- ク 議案第6号 県営住宅等条例の一部を改正する条例
- ケ 議案第9号 一般国道106号宮古西道路（仮称）田鎖トンネル築造ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第10号 一般国道340号（仮称）大峠トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第11号 広内地区海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第12号 一般国道340号（仮称）今泉大橋（下部工）（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ス 議案第13号 一般国道397号（仮称）新小谷木橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- セ 議案第14号 宮古港藤原地区海岸防潮堤（第5工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ソ 議案第15号 宮古港藤の川地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- タ 議案第16号 大船渡港野々田地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- チ 議案第17号 大船渡港山口地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ツ 議案第18号 大船渡港野々田地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- テ 議案第19号 気仙川筋砂盛地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ト 議案第20号 大船渡港茶屋前地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○佐々木茂光委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費第11款災害復旧費第5項土木施設災害復旧費、第2条繰越明許費、第3条第3表債務負担行為補正中、追加中21から24まで、議案第2号平成29年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第37号内丸緑地の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第38号岩手県立花巻広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第40号岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第41号リアスハーバー宮古の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費第11款災害復旧費第5項土木施設災害復旧費、以上7件は関連がありますので一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 それでは、初めに議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の3ページをお開き願います。第8款土木費は7,086万3,000円の増額、4ページに参りまして第11款災害復旧費第5項土木施設災害復旧費は1,187万円の増額、合わせて8,273万3,000円の増額であり、これは東日本大震災津波からの復旧復興事業、平成28年に発生した台風第10号に係る災害復旧事業等の実施に伴い、不足することとなる超過勤務手当を増額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について、5ページをお開き願います。第2表繰越明許費中、第8款土木費の7事業15億4,179万5,000円と、第11款災害復旧費の河川等災害復旧事業のうち40億224万6,000円について、翌年度に繰り越して使用しようとするものであります。なお、繰越明許費につきましては、計画調整等に不測の日数を要したため、適正な日数を確保し、今後の入札発注に速やかに着手する必要があることから、今回の補正予算で設定しようとするものであります。

次に、債務負担行為について、7ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正追加のうち当部関係は、21、指定管理者によるリアスハーバー宮古管理運営業務から24、指定管理者による御所湖広域公園（艇庫を除く。）管理運営業務までの4事業であり、これは公の施設の管理を指定管理者に委託するものについて、期間及び限度額を設定しようとするものです。なお、指定管理者を指定することに関し議決を求めることにつきましては、後ほど所管の総括課長から御説明申し上げます。

次に、8ページをお開き願います。議案第2号平成29年度岩手県流域下水道事業特別会

計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。今回の補正予算は、繰越明許費を設定しようとするものであり、9ページ、第1表繰越明許費、流域下水道事業2,000万円について、適正な日数を確保し、今後の入札発注に速やかに着手する必要があることから設定しようとするものであります。

次に、議案(その3)の5ページをお開き願います。議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）中、県土整備部関係の予算についてでございます。第8款土木費は2,051万7,000円の増額、6ページに参りまして、第11款災害復旧費第5項土木施設災害復旧費は178万1,000円の増額、合わせて2,229万8,000円の増額となるものです。これらは一般職の給料月額等の改定に伴う補正であります。

以上で議案第1号、議案第2号及び議案第53号の3件についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**藤井都市計画課総括課長** 議案（その2）の42ページをお開き願います。42ページに議案第37号内丸緑地の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、43ページに議案第38号岩手県立花巻広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、45ページに議案第40号岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを記載しておりますが、それぞれ関係がありますので、一括して御説明申し上げます。

なお、44ページの議案第39号は、議案第40号岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてと同名の議案であります。議案第39号は岩手県立御所湖広域公園のうち艇庫の指定管理者を指定しようとするものであり、文化スポーツ部の所管の施設であることから、商工文教委員会に付託されているものであります。

便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明いたしますので、議案説明資料の34ページをお開き願います。初めに、1、趣旨についてですが、県立都市公園のうち内丸緑地、岩手県立花巻広域公園及び岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定するため、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2、指定管理者候補者の選定の経緯について御説明申し上げます。（1）、選考委員会の概要についてであります。外部委員3名、庁内委員1名の計4名により、県立都市公園指定管理者選考委員会を設置し、この委員会において申請資格、審査方法を定めた募集要項を定め、申請のありました団体の審査を行ったものであります。

委員の構成は、ア、委員に記載のとおりです。イ、協議の概要については、記載のとおり2回委員会を開催し、御協議いただいたところです。

次に、（2）、募集期間であります。申請の受け付けは平成29年7月21日から9月1日までとし、1カ月以上の周知期間を設定したところであります。

次に、（3）、申請団体数及び選考方法についてであります。ごらんとおり、それぞれ1団体から申請があったところで、資料の35ページに記載の選定基準に基づき、申請書

類及びプレゼンテーションの内容により審査したものであります。

次に、(4)、審査結果についてであります。選定基準により審査を行った結果、各申請団体が持つノウハウを生かした管理運営が期待できるとともに、これまでの指定管理者としての公園管理の実績について評価できることから、それぞれ指定管理者として適当であることが認められたものであります。審査結果の詳細につきましては、36ページから38ページまで記載のとおりです。

次に、3、指定する指定管理者についてですが、内丸緑地につきましては特定非営利活動法人緑の相談室を、岩手県立花巻広域公園につきましては公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団を、岩手県立御所湖広域公園につきましては小岩井農牧株式会社と小岩井農産株式会社の共同体であるKOIWA Iを指定しようとするものであります。

指定の理由であります。内丸緑地の指定管理者、特定非営利活動法人緑の相談室は、ボランティアを活用するなど地域との連携を重視した公園管理が期待できるとともに、これまで指定管理者として良好な管理運営を行った実績について一定の評価ができることとあります。岩手県立花巻広域公園の指定管理者、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団は、堅実な経営基盤と具体的な計画に基づく安定した管理運営が期待できるとともに、これまで指定管理者として良好な管理運営を行ってきた実績について一定の評価ができることとあります。岩手県立御所湖広域公園指定管理者KOIWA Iは、公園管理についての積極的な提言があり、団体の植栽管理に関するノウハウを生かした管理運営が期待できるとともに、これまで指定管理者として良好な管理運営を行ってきた実績について一定の評価ができることとあります。

最後に、4、指定期間についてですが、これまで3年としてきたところであります。全ての公園整備が完了し、供用部分の変更に伴う指定管理料の変動が想定されないこと、また指定期間の延長により長期的な視点で修繕や資金投入計画を立案することが可能となり、管理水準を向上させる効果が見込まれることから、今般、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○照井港湾課総括課長 議案(その2)の46ページをお開き願います。議案第41号リアスハーバー宮古の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の39ページをお開き願います。初めに、趣旨でございますが、リアスハーバー宮古の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

次に、指定管理者候補者の選定の経緯について御説明申し上げます。選定委員会の概要ですが、外部委員4名、内部委員1名の計5名によるリアスハーバー宮古指定管理者選定委員会を設置し、この委員会において募集方針及び募集要項について協議していただくとともに、申請のありました団体の審査を行い、候補者を決定したものです。

委員の構成は表に記載のとおりでございまして、委員会を2回開催し御協議いただいたところ です。

次に、募集期間ですが、申請の受け付けは平成29年8月1日から9月8日までとし、1カ月間以上の周知期間を設定したところ です。

次に、申請団体数及び審査団体数ですが、いずれも1団体となっております。

次に、審査結果ですが、四つの選定基準により審査を行った結果、各委員とも高い評価でございましたので、申請団体が指定管理者として適当であることが認められたものです。審査結果の詳細につきましては、資料41ページに記載しているとおりでありますが、説明は省略させていただきます。

次に、40ページをお開き願います。指定する指定管理者についてですが、特定非営利活動法人いわてマリフィールドを指定しようとするものです。指定の理由ですが、特定非営利活動法人いわてマリフィールドは、マリンスポーツの専門的な知識やリアスハーバー宮古の指定管理者としての実績を有しており、一層のマリンスポーツ振興が期待できるとともに、安定的な施設運営を行うことができると認められたためです。

次に、指定の期間ですが、これまでは3年としてきたところですがけれども、指定期間を延長することにより長期的な展望を踏まえた事業計画の立案が可能となり、独自イベントの開催によるマリンスポーツの一層の普及や利用者の利便性の向上が見込まれることから、今回は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○嵯峨耆朗委員 基本的なことですけれども、議案等説明会でもらった資料に、指定管理者制度は多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることが目的であると書いてあります。これまでの経緯を踏まえて、感覚ではこの目的は達成されていると思われませんか。

○藤井都市計画課総括課長 これまでの実績から、公園の管理費については以前と比べてほぼ同額か、県立花巻広域公園は以前の直接管理と比べて900万円ほど安くなっているというような実績もありますし、そのほかに指定管理者の独自事業によって公園の利用促進が図られていると考えております。

○嵯峨耆朗委員 うまくいっていると。余りこれを肯定し過ぎると、県が直接管理していたのは何だったのだということにもなりそうだし、難しいですね。おおむねうまくいっているという理解、おっしゃるとおりだと思います。反対でもないです。

もう一点は、県立御所湖広域公園のところで、艇庫は別に議案が出ていましたよね。それは管理が違うという話でしたけれども、その違いは整備するときの予算の出どころというのがあるのですか。一つにしたほうが管理そのものは楽ですよね。

○藤井都市計画課総括課長 艇庫につきましては、管理する上で船の運転の資格等のある職員が必要ですし、それなりの管理運営のノウハウが必要ですので、一般の公園管理とは別と考えています。

○嵯峨耆朗委員 それはそうなのですが、でも別に所管を二つに分けなくてもいいのではないのかと思って。

○藤井都市計画課総括課長 艇庫につきましては、どちらかというスポーツ振興という観点もありますので、その辺のところ専門の知識を持ったところでやっていただくということが必要になるかと思っております。

○小野共委員 参考までに、この四つの内丸緑地、県立花巻広域公園、県立御所湖広域公園、リアスハーバー宮古の選考委員会でどのような質疑がなされたのかというのと、それぞれの施設の年間の指定管理料を聞かせてください。

○照井港湾課総括課長 リアスハーバー宮古について御説明します。リアスハーバー宮古につきましては、ディンギーヨットを対象とした個人のヨットを保管する施設なのですが、マリンスポーツの一層の普及という観点での独自事業を求めておまして、そういうところが適切に行われているか、利用者数が順調に推移しているかというような観点の審査をしていただいております。

指定管理料なのですが、これまでの3年間は年間691万7,000円となっておりますけれども、これからの5年間につきましては年間753万8,287円の予定としております。

○藤井都市計画課総括課長 まずは、指定管理者の平成27年から平成29年の3カ年の指定管理料の平均値の実績なのですが、県立花巻広域公園は4,823万1,000円、県立御所湖広域公園は6,835万9,000円、内丸緑地は141万円です。

それから、質疑の内容についてですが、主に指定管理者のこれからの取り組みの内容とか、あとは管理の水準、例えば県立御所湖広域公園につきましては河畔林というか、川の周りに林もありますので、それを少し切って行って見晴らしをよくしようというようなところを提案いただいております、そういったような独自の提案なども審査しております。

○小野共委員 さらに突っ込んで、その指定管理料は上がっているのか下がっているのかというのを聞かせていただきたいと思えます。

○照井港湾課総括課長 リアスハーバー宮古につきまして、これまでの比較は、1年間で691万7,000円、今後5年間は年間753万8,287円ということで増加しております。

増加の要因といたしましては、人件費の分の増加と、あとリアスハーバー宮古については東日本大震災津波で被災いたしまして、その際に館内にエアコン、空調設備を新たに設置しております、それに伴います電気料が増額になっておまして、その分を反映させて指定管理料を増額させているところです。

○藤井都市計画課総括課長 指定管理料につきましては、平成27年から平成29年の3カ年の平均値をもとに今後の5カ年分を計上しているものであるため、単年度の額は前の3カ

年とはほぼ同額が計上されているというようなところですが、指定管理者のほうからは少しだけ少ない額の提示をいたしているものもあります。ただ、後半3年間は、消費税増税を見込んでおりますので、その分は足されています。

○小野共委員 三つともですか。

○藤井都市計画課総括課長 三つともです。

○小野共委員 了解です。

○工藤勝博委員 内丸緑地についてお伺いします。内丸緑地の樹木の伐採が計画されているということを伺っていますけれども、その後の緑地の活用の方法というのもこの中には入っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○藤井都市計画課総括課長 内丸緑地につきましては、ヒマラヤスギがかなり高くなっていますので、先般の内丸緑地管理検討委員会で皆伐するということを決めさせていただいておまして、来年度の予算で要求していくという予定になっております。来年、ヒマラヤスギについては伐採いたしたいと思っております。活用については、今後いろいろな方の意見をもらいながら少し検討してみたいと思います。

○工藤勝博委員 大分景観が変わると思うのです。県民の皆さんにうまく伝わるような使い道というのは、141万円の管理料で本当に十分なのかどうか心配な感じなのですけれども、どうなのでしょう。従来のような周辺の掃除をしたり、あるいはまた手入れしたりする部分はよかったと思うのですけれども、伐採した跡地を何らかの形でさらによくしようとするのであれば、十分なのかどうかちょっと心配なのです。その辺も計画の中に入っているかどうかお聞きします。

○藤井都市計画課総括課長 内丸緑地の指定管理料については、通常の草刈りとか樹木の剪定とかの管理するためのお金でございまして、整備費についてはまた別途と考えております。その際には、また整備する内容も検討しながらという形になると思います。

○小野寺好委員 ちょっと参考までにお聞きしたいのですけれども、盛岡市みたけの公益財団法人スポーツ振興事業団とかK O I W A I とかはわかるのですが、特定非営利活動法人緑の相談室というのはどういった方が代表者になっているのか。住所は盛岡市内丸4番15号となっていますが、住宅地図を見てこなかったのですけれども、どこにあるのでしょうか。実績だとか、ちょっとその内容をお知らせいただきたいと思います。

○藤井都市計画課総括課長 特定非営利活動法人緑の相談室につきましては、園芸関係の業者の集まりでございまして、樹木の管理とか剪定につきましては十分技術的な能力もあると思っております。そのほかに盛岡市役所の盛岡城跡公園の指定管理者にもなっていて、技術的には十分あると考えております。場所については、私もわかっておりません。済みません、盛岡市内丸の桜山神社近くの商店街の中にあるそうです。

○伊藤勢至委員 リアスハーバー宮古に関連してお伺いしたいと思います。リアスハーバー宮古の隣に木材港というのがあるわけですが、これは現在、ほとんど使われていない状況であります。これは南洋材を輸入して利用しようということをつくったと聞いて

ておりますが、今ほとんど南洋材の輸入というのではなく、これからも恐らくないであろうと。そういう中で、隣のリアスハーバー宮古は、県内のヨットを集積して維持管理しようとか、そういう要求、要望は結構ありますので、木材港の機能はそのまま残しつつ、せっかく要望があるものに活用していったほうがオール岩手のためになると考えるのですけれども、そういう考えはないのでしょうか。

○**照井港湾課総括課長** 木材港につきましては、平成22年までは南洋材等の輸入があって利用されておりましたけれども、東日本大震災津波を契機として、平成23年度以降は木材の水面貯木場としての利用はない状況になっています。現地の木材港の中にモーターボート等プレジャーボートが係留されているということについては承知をしているところです。

リアスハーバー宮古につきましては、岩手県港湾施設管理条例の中で、ディンギーヨットの利便に供するためのものという位置づけにしております、そういう目的で平成11年のインターハイの開催に合わせて整備をしてきたものです。現在のところリアスハーバー宮古につきましては、ディンギーヨットの利用に限るということで考えておまして、ディンギーヨット以外の利用については認めていない状況となっています。

貯木場のほうなのですけれども、プレジャーボートが実際に利用しているという状況もあります。今後の木材の輸入の状況、木材貯木場の利用状況等も関係者から意見聴取しながら、将来的な利用の動向も調査して、プレジャーボートに利用させるためには港湾計画の変更等も必要になりますので、そういうことが可能かどうか、行われることが適切かどうか、慎重に検討していきたいと考えております。

○**伊藤勢至委員** 慎重に検討していきたいということは、木材ではないもので利活用することも含めてということでしょうか。そういうことでいいのですか。

○**照井港湾課総括課長** 実態として木材の輸入が北洋材、ロシアからは幾らかあるようですけれども、水面貯木場で薫蒸するようなものの受け入れは最近行われていないと。

一方で、関係者から話を聞くと、将来的に全くないわけではないというような話も伺っている、現在の木材港の水面貯木場としての水面面積が適当であるか。場合によってはもう少し縮小してもいいのではないかとということもあると思いますので、その辺のところも考えながら、宮古港全体の中では、閉伊川沿いの小型船だまりが港湾計画上プレジャーボートを置くような位置づけになっていますから、木材港だけではなくて、宮古港全体のそういう漁船、官庁船を含めた配置計画といいますか、そういうものも検討する中で、木材港などの利用についても研究していかなければならないと考えているところです。

○**伊藤勢至委員** 海の利用の中で、外洋性のクルーザーや何かも含めて、盛岡市内の人たちが持っている船の大体はもう秋田県に行っていると言われていています。それは時間距離のこともあります。ですけれども、宮古港は、せっかくいい港がありながら、まだ活用されていない。しかも、宮古ー盛岡間は復興支援道路が開通しますと70分台に短縮をする。これは宮古港が岩手県の船を受け入れる絶好の機会であって、それはオール岩手の発展につながると考えるものでありますから、来る当てのない南洋材のために確保していくのでは

なくて、機能は残しつつ、もし来た場合は活用できるようにしながら、今ある岩手県の港をもっと高度に利活用すると。これは岩手県のためになることだと思うので、そういうスタンスで検討されると伺っていいですか。そのように承知していいのか。

○**照井港湾課総括課長** 宮古港にプレジャーボートが集積、係留されれば、当然そこに宿泊していただくとか、宮古市内に宿泊していただくとか、観光客、プレジャーボートの利用目的で集まっていたとかということで地域振興にもつながるものと考えられますので、そのところは木材港に関係する方々の意見も聞きながら、慎重に検討していきたいと思えます。

○**伊藤勢至委員** プレジャーボートというと、何か本当に小さいような感じのボートにしかな聞こえませんが、30トン、50トンクラスの船のことも含めて言っているのですよ。東日本大震災津波で50トンクラスの船が閉伊川の橋梁にぶつかって破壊されるのが一番先に映りましたが、あれは50トンの船です。そういう大きな船まで県内の人たちは持っているのだけれども、ほとんど秋田県に持って行って維持管理を頼んでいるという状況があるわけですので、外洋性のクルーザーも含めて宮古港を活用するという意味で、ぜひ検討していただきたい。いかがですか。

○**照井港湾課総括課長** 木材港に限らず、藤原地区、出崎地区、日立浜地区、鉾ヶ崎地区の宮古港全体の船舶の配置を考えながら、そういう全体の中で木材港についても検討を進めてまいりたいと思えます。

○**嵯峨耆朗委員** さっきの指定管理先の話ですが、そういうことはないと思うけれども、やはり指定管理先ですから、法人の場所がどこにあるとか、それはちゃんと確認してもらえれば安心できますので。

○**阿部盛重委員** 私も1点確認なのですが、選定委員の方々について、もちろん十分あるのはわかるのですが、専門的な分野の委員の方を今後入れていくのか。

また、あと女性の委員がないというところがあるのですけれども、そういう新しい感覚を取り入れていくというお考えがあるのかどうかお聞きします。

○**照井港湾課総括課長** リアスハーバー宮古の指定管理者選定委員につきましては、報道機関、競技スポーツ、教育、経営、行政の各専門の分野の方々のそれぞれの専門の見地でもって審議していただいているところです。女性の委員も入れたいという気持ちはあるのですけれども、そういう専門性を有している方をなかなか見つけられないということがありますので、今後極力そういう方々にもお願いしてまいりたいとは考えています。

○**阿部盛重委員** 県立花巻広域公園と県立御所湖広域公園はどうですか。

○**藤井都市計画課総括課長** 公園につきましては、毎年公園の管理運営委員会を開催しておりますが、公園をよくわかった方々から委員を選んでいるというような状況にあります。今後は女性の委員についても検討していきたいと思えます。

○**阿部盛重委員** 特に公園関係は、大学で造園関係をしっかりと勉強して大学院まで上がっている人も県内にいらっしゃると思うのですが、そういった方々を新しく取り入れて、

新しい公園づくりをされてもいいと思うのですけれども、その点は。

○藤井都市計画課総括課長 次期の選考委員会については、その辺のところも十分に検討してまいります。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号県営住宅等条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○辻村住宅課長 議案（その2）の11ページをお開き願います。議案第6号県営住宅等条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案説明資料の1ページをお開き願います。初めに、改正の趣旨ですが、県営安渡アパート等を設置しようとするものであります。

次に、条例案の内容について御説明いたします。県が設置し管理する災害公営住宅として、条例の別表において、大槌町の安渡アパート及び大町アパートを追加しようとするものです。

次に、施行期日についてですが、規則で定める日から施行することとしております。これは、一般的に公の施設については供用開始の日をもって施行日とすることとなっており、よって規則で定める日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号一般国道106号宮古西道路（仮称）田鎖トンネル築造ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○田中道路建設課総括課長 議案（その2）の14ページをお開き願います。議案第9号一般国道106号宮古西道路（仮称）田鎖トンネル築造ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の2ページをお開き願います。工事概要は、復興道路に位置づけ整備を進めている一般国道106号宮古西道路において、トンネル築造、橋梁下部工及び道路改良工を行うものであり、平成27年10月20日に契約締結の議決をいただいたものです。

設計変更の理由及びその内容は、第3回変更において橋梁下部工施工時の濁水流出対策のため、鋼矢板打込長を変更したこと。道路改良工において軟弱地盤対策のため地盤改良工を増工したこと。第5回変更において、トンネル掘削の進捗に伴う地質状況の変化に応じた支保パターンの変更に加え、補助工法の追加の必要が生じたこと。橋台施工時の左岸堤防の仮締め切りの工法の変更が必要となったことから、変更契約金額が増額となるものです。

なお、3ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は36億8,496万円、変更後の契約金額は50億9,411万4,840円で、当初契約に対し14億915万4,840円、約38.2%の増となるものです。

請負者は、三井住友建設株式会社・株式会社本間組・株式会社中村建設特定共同企業体。

工期は、現在の平成30年4月26日から平成30年8月29日に変更となるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○伊藤勢至委員 この宮古西道路につきましては宮古市の交通事情がぐっと改良されるということで、この契約変更について異議はございませんが、この道路に関して田鎖地区で田鎖車堂前遺跡という平安時代からのものではないかと言われる、あるいは藤原政庁の沿岸の第二政庁なのではないかと言われている遺跡が出土しているわけでありまして。これの取り扱いはどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○田中道路建設課総括課長 御指摘の遺跡につきましては、埋蔵文化財調査ということで、地質調査をしております。それで試掘した結果、深い層に貴重な文化財が出てきたということで、さらに深く掘って、どういったものがあるかを確認した上で、埋め戻して工事を進めるといった状況になっております。

○伊藤勢至委員 写真か何かで保存をしておくと。写真を撮って、こういうものがここにありますよというのを残しておくということなのですか。

○田中道路建設課総括課長 教育委員会のほうに委託して作業していただいておりますので、しっかり遺跡の状況とか、どういったものがあり、深さがどうなっていて、ここに何があるかといったところを記録に残していくものと考えております。

○小野寺好委員 変更請負契約になれっこになってしまいましたけれども、毎回出てきて、今後の議会でも同じようなことがずっと繰り返されるのかと。今まで聞いてきた答弁では、とりあえず標準断面で発注したからこういうことになったのだとか、ちょっと期間が長くなってインフレスライド条項を適用したとか、工法変更あるいは地層とか地盤が想定外だったとか、こういったなるほどと思うような理由をいっぱい並べられるわけですが、普通契約する場合はこの金額でやってくれと。例えばマンションとかを民間で建てる場合に、後でどんどんつり上がってきたら分譲できなくなってしまうわけです。これは恐らく財源が心配ないからということもあるのでしょうかけれども、こんなことばかりやっていたら、きのうも出ましたけれども、入札の厳格性というのはどうなのだろうと。とりあえずまずやっておくかと、後で変更するから大丈夫だよとか、受けるほうも発注するほうも非常に何か正常ではない気がするのですけれども、部長、どうなのでしょう。あと部内の技術職員は、状況をきちんとわかって、発注する段階でもう万全を期しているのだろうか。それとも、余りにも仕事がいっぱいで手が回っていないのだと、わかってくれと、そういったことになるのか。いずれまともではない。

前に、例えば5割、6割増しの変更契約請負のときに、一遍だと議会がちょっと心配だから2回に分けてやるかとか、かつてはそんなこともあったりしましたけれども、常態化しているというこの事態についてどういうものなのかお聞きしたいと思います。

○中野県土整備部長 この道路の案件に限らず、多くの案件で変更請負契約の増額の審査をお願いしているわけですが、まず標準断面等による発注方式につきましては、これは道路につきましては対象外でございまして、きのう申し上げた海岸保全施設、防潮堤、これは一度にたくさんを同時に岩手県沿岸の海岸線全域にわたってやっていくということの中で、一つ一つ設計する前にまずは施工確保しようということで、そういう方式でやっております。

この道路の案件につきましては、標準断面とは違うものでございまして、現地施工し、地質条件を確認していく中で、当初想定していなかった地質条件によりまして補助工法を追加したり、あるいは施工の方法を変えることで、今回増額になっているというものです。

今建築との関係もございましたけれども、土木工事の特性として現地の地質、入ってみないとわからないもの、不確定要素というのが建築に比べて非常に多いため、土木工事についてはそういう中で変更になる要素というか、自然が相手だということもありますので、大きい特性があるのかと考えております。

それから、体制につきましても、これは当然今まで県の体制として、限られた体制の中で本当に膨大な復興工事をやっていくということですので、そこは言いわけにはならないのですけれども、そういう中でもしっかりと最善の設計と発注ができるように、これから

もししっかりとやってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思いをします。

○小野寺好委員 この後も年が明けて2月定例会とかあるのですけれども、同じようなことがずっとまた出てくるのでしょうか。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 土木工事の変更契約につきましては、今部長から御説明申し上げたとおりでございまして、昨日の質疑の中でも御説明しましたが、特に海岸工事につきましてはかなりの延長の部分、これを同じ区間について詳細設計を繰り返しているのではなくて、それを細切れにして順次継ぎ足すように変更契約を繰り返しているという形で、そういう事情もあります。そういった関係から、今後にも必要な箇所については変更契約を御審議いただくことが出てまいりますので、どうぞ御理解いただきたいと思いをします。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号一般国道340号（仮称）大峠トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○田中道路建設課総括課長 議案（その2）の15ページをお開き願います。議案第10号一般国道340号（仮称）大峠トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の4ページをお開き願います。工事概要は、復興支援道路に位置づけ整備を進めている一般国道340号立丸峠工区における大峠トンネルを築造する工事であり、平成27年3月4日に契約締結の議決をいただいたものです。

設計変更の理由及びその内容は、第4回変更においてトンネル掘削の進捗に伴い、地質状況の変化に対応するため支保パターンの変更をしたこと。第7回変更において、同様の理由から支保パターンを変更したことから、変更契約金額が増額となるものです。

なお、5ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は38億4,634万2,240円、変更後の契約金額は46億2,514万

9,680円で、当初契約に対し7億7,880万7,440円、約20.2%の増となるものです。

請負者は、大成建設株式会社・株式会社鴻池組・佐藤工業株式会社特定共同企業体。

工期は、現在の平成30年7月18日から変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 私はよくわからないので、参考までに支保パターンって何ですか。

○田中道路建設課総括課長 説明資料の5ページをお開きいただければと思います。

下のほうに図があります。左側のトンネルの断面、正面から見た図になっております。赤い部分が掘削して終わった後コンクリートで覆うまきたて、吹きつけ、それからまきたての部分になっておりまして、当初の計画だと吹きつけのコンクリートがt=100ということ、で10センチメートル。それから、変更後のところが右の矢印のほうになってはいますが、赤くなった部分が支保パターンの変更ということで今回変えた部分になります。

トンネルを掘削していくのに応じて地質が徐々に変わっていきます。そうすると、例えば天端の上のほうから崩れてくるとか、亀裂が多いとか、水が多くなってくるとかといったことで、そのまま進んでいくと危険な場合が見込まれるということがあると、それよりもさらに安全度を高めていくという方法をとっています。それが支保パターンの変更ということになっておりまして、今回の大峠トンネルの例で言うと、吹きつけコンクリートの厚さを5センチメートル増しているとか、一番下のインバートコンクリートということで、一番底の面のアーチ部のコンクリートを新たに打つとかといったようなことで、全体の安全度を上げていくといったようなことをしております。

○嵯峨耆朗委員 ということは、支保というのはトンネルをこうやって今みたいにコンクリートを吹きつけたり、それそのものを支保と言うのですか。

○田中道路建設課総括課長 そうです。吹きつけの厚さとか、あとH鋼というアーチ状のものを建て込んでいくとか、そういったものとか全部を含めて支保パターンと言われております。

○佐々木茂光委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第11号広内地区海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○岩淵河川課総括課長 議案（その2）の16ページをお開き願います。議案第11号広内地区海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の6ページをお開き願います。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した広内地区において、津波対策の防潮堤、水門の復旧及び防潮堤を新設する工事を行うものです。

変更設計の理由及びその内容ですが、資料の7ページ目をお開き願います。第2回変更におきまして、防潮堤かさ上げ区間の詳細設計によりまして、コンクリート等の数量及び仮締切工法を変更したこと。現地精査の結果、工事車両の進入のため仮設道路を新たに追加したこと。それから、資料の下のほうになりますが、第4回変更におきまして防潮堤新設区間の詳細設計によりまして、コンクリート等の数量等の変更及びインフレスライド条項に基づく変更により変更契約金額が増額となるものです。

6ページに戻りまして、契約額ですが、平成27年7月8日の当初契約の金額7億9,596万円に対し、今回の変更により2億4,255万9,360円、約30.5%の増額となり、変更後の契約金額は10億3,851万9,360円となるものです。

請負者は、宮城建設株式会社・株式会社小山組特定共同企業体。

工期は、現在の平成30年3月15日から平成30年3月25日に変更になるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第12号一般国道340号（仮称）今泉大橋（下部工）（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○田中道路建設課総括課長 議案（その2）の17ページをお開き願います。議案第12号一般国道340号（仮称）今泉大橋（下部工）（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求

めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の8ページをお開き願います。工事名は、一般国道340号（仮称）今泉大橋下部工（その2）工事。

工事場所は、陸前高田市気仙町地内。

契約金額は6億7,230万円で、請負率は91.78%。

請負者は、株式会社平野組であります。

工事概要ですが、復興支援道路に位置づけ整備を進めている一般国道340号の今泉大橋工区において、（仮称）今泉大橋の下部工を新設する工事を行うものであります。

工期は796日間で、平成29年度から平成31年度までの3年間の債務負担行為で行うものです。

なお、9ページに入札結果説明書、10ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号一般国道397号（仮称）新小谷木橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○田中道路建設課総括課長 議案（その2）の18ページをお開き願います。議案第13号一般国道397号（仮称）新小谷木橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の11ページをお開き願います。工事名は、一般国道397号（仮称）新小谷木橋上部工工事。

工事場所は、奥州市水沢区佐倉河、真城及び羽田町地内。

契約金額は30億9,004万488円で、請負率は90.00%。

請負者は、JFEエンジニアリング株式会社・北日本機械株式会社特定共同企業体であります。

工事概要ですが、復興支援道路に位置づけ整備を進めている一般国道397号小谷木橋工区

において、(仮称)新小谷木橋の上部工の製作、架設等を行うものです。

工期は1,067日間で、平成29年度から平成32年度までの4年間の債務負担行為で行うものです。

なお、12ページに入札結果説明書、13ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 基本的なことですが、入札調書を見ると、何社か出ていて、無効、無効、未受領、この違いは何なのか。どういう理由なのかがちょっとわからないので、教えていただければ。

○田中道路建設課総括課長 まず、無効についてであります。個別具体の理由は公表されてはおりませんが、無効となる事例を紹介させていただきますと、低入札者に対し、施工体制確認の資料を求めることになっております。その提出を求めた場合に、追加資料を提出しないとした場合が例として挙げられております。

それから、未受領につきましては、定められた期限までに入札書が提出されないといったような場合であります。

○嵯峨耆朗委員 無効が全部低入札というわけでないのでしょうかけれども、これはわからないのでしょうか。それはそれでいいとして、この入札額は3者とも実際入札したのが全部同額ですよ。では、同額で何が違うかというところ、技術評価点のところの加算点が15点と20点、その5点の差がこういう結果になっているのか。この加算点は何が違っているのか、ちょっとわからない。どういう違いがあるのですか。

○田中道路建設課総括課長 加算点についてであります。加算点とは総合評価における技術評価点のことです。こちらは発注者のほうから、今回の施工に関しての課題を出して、それに対する提案をいただくわけなのですが、その提案を評価委員会にかけて評価していくということになります。その提案内容を審査するに当たって目標が具体的に設定されているとか、具体的な手法、工事をこうやりますとか提案があれば、それに応じて総体的に評価していくといったことで、点数に差がついていくといったことになっております。

○嵯峨耆朗委員 これについては、今の説明であれですけれども、施工体制評価点、これは入札する会社が自分で評価して出すのでしたか。そして、決まった時点でどういう点数をつけたかとやるのでしたか。

○田中道路建設課総括課長 施工体制への評価点につきましては、事前に入札を希望する業者から資料を提出いただいて、それをこちらで審査するといったことになりまして、加算点のところについては、提案課題に対する内容を審査して点数を与えるといったようなことになっております。

○小野寺好委員 今回は上部工だけなのですからけれども、新小谷木橋全体についてお聞きし

ます。30年くらい前になりますが、昭和63年にピアが3基流されまして、せんだっての東日本大震災津波でも通行どめになりました。本当に大変な状況だったのですけれども、この後、前後の道路工事とかあるかと思うのですが、全体の供用開始になる時期はいつごろなのでしょう。今回は平成32年度までとなっていますけれども、それをちょっと聞きたいと思います。

あと、総工費、全体の事業費はどのくらいなのか。

それと、国道なのですけれども、地元負担はどのくらいになるのかと、そういった点をお聞きしたいと思います。

○田中道路建設課総括課長 小谷木橋の全体計画についてですが、小谷木橋の供用時期につきましては、平成32年度を予定しております。

それから、総事業費につきましては84億6,000万円となっております。

それから、地元負担につきましては、市町村の負担はございません。県については、調べてまた後ほど答弁させていただきます。

○小野寺好委員 昭和29年だったのですけれども、その当時は北上川にかかる橋としてはもうすばらしい橋だということで自慢の橋だったのです。ところが車両がどんどん大型化して、ダンプだとか大きな観光バスがすれ違えないような、そういった状況に世の中が変化してきたわけなのですけれども、今回ちょっと見えを張って4車線とかというのは考えなかったのでしょうか。将来どのように変化するかわからないのですけれども、そういった考えは。

○田中道路建設課総括課長 現在の交通量に基づいた将来20年後の計画交通量からは、4車線まで必要な交通量になっていないということで、現在の2車線の計画として考えているものです。

○佐々木茂光委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

先ほどの地元負担については、後ほどわかりましたら御報告願いたいと思います。

ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号宮古港藤原地区海岸防潮堤（第5工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○照井港湾課総括課長 議案（その2）の19ページをお開き願います。議案第14号宮古港

藤原地区海岸防潮堤（第5工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の14ページをお開き願います。工事概要ですが、東日本大震災津波により被災した宮古市藤原地区に防潮堤を新設することを目的とした工事をございまして、平成28年11月11日に契約締結の議決をいただいたものです。

設計変更の理由及びその内容ですが、今回の第3回変更について御説明させていただきます。説明資料15ページをお開き願います。上の図の赤点線の範囲の中で現地調査の結果、ヒ素及びフッ素による汚染土が確認されております。このヒ素及びフッ素に汚染された土砂につきまして、セメント工場に搬出するための費用を追加しております。

下のほうの黄緑色の範囲、右下の図でございます。この範囲の中に、くい打ちに支障となる玉石等の存在が確認されました。その関係で補助工法を追加してございまして、費用が増加となっております。

14ページにお戻り願います。契約額ですが、当初の契約金額は12億7,656万円、変更後の契約金額は16億1,946万5,400円で、当初契約に対し3億4,290万5,400円、約26.9%の増額となるものです。

請負者は、株式会社本間組です。

工期は、現在の平成30年2月24日から平成30年8月31日に変更になるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野共委員 1点確認させていただきたいのですが、このヒ素、フッ素の汚染土、この原因ってどういうことなのですか。

○照井港湾課総括課長 現在港湾の埋立地になってございまして、埋立土はその背後の山から埋め立てたものと、港湾の中のしゅんせつ土で賄っているのですが、その際の埋立土の中にヒ素とフッ素が含まれていたと考えております。

○小野共委員 そうすると、ヒ素とフッ素が存在することの原因者というのがいるわけなのですね。

○照井港湾課総括課長 この埋め立ては昭和の時代に行われたものなのですが、当時は現在の土壤汚染対策法というのがまだ施行前でして、環境省の告示の基準がありました。その基準につきましては、現在よりもかなり緩い基準になってございまして、当時の基準はクリアをしていると。埋め立てに当たって調査をして、クリアをして埋め立てた。その後、平成15年に土壤汚染対策法が施行されまして、ヒ素については環境省の告示の際は0.1ミリグラムパーリットルだったのですが、それが0.01ミリグラムパーリットルということで10分の1になりました。その関係で現在の基準をオーバーしてしまったというような状況になっているものです。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号宮古港藤の川地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○岩淵河川課総括課長 議案（その2）の20ページをお開き願います。議案第15号宮古港藤の川地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の16ページをお開き願います。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した藤の川地区において、津波対策の防潮堤を新設する工事を行うものです。

設計変更の理由及びその内容ですが、次の17ページをお開き願います。上の部分ですが、第2回変更におきまして詳細設計の結果、一部区間について防潮堤の基礎形式の変更及び工事用道路を追加したこと。下の表になりますが、第3回変更について詳細な地質調査の結果、一部区間について硬質な岩盤の存在を確認したため、鋼管矢板の打設工法を変更することから、変更金額が増額となるものです。

16ページに戻っていただきまして、5番の契約金額ですが、平成28年3月24日の当初契約の金額5億2,866万円に対し、今回の変更により1億7,710万8,120円、約33.5%の増額となり、変更後の契約金額は7億576万8,120円となるものです。

請負者は、株式会社板宮建設。

工期は、現在の平成30年3月15日から平成30年6月29日に変更になるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第16号大船渡港野々田地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○岩淵河川課総括課長 議案（その2）の21ページをお開き願います。議案第16号大船渡港野々田地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の18ページをお開き願います。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した野々田地区において、津波対策の防潮堤の新設を行うものです。

変更設計の理由及びその内容ですが、次の19ページをお開き願います。中ほどの第3回変更において、詳細な地質調査の結果、陸閘の基礎杭の長さを変更したもの。また、基礎杭の打設に支障となる埋設物の撤去を増工したものです。

次の20ページに参りまして、第4回変更におきまして、工事施工に伴う臨港道路の交通確保のため仮設道路を増工したもの。水門の仮締切矢板等が転石により打ち込み不能となったことから、打設工法を変更したものです。

下の第5回変更におきましては、防潮堤の基礎杭施工に伴う排泥処理のため、固化処理を増工するもの。水門工事に伴い、笹崎川護岸の復旧施工で、水門接続箇所を矢板護岸に変更を行うことにより、変更契約金額が増額となるものです。

18ページに戻っていただきまして、5番の契約額ですが、平成27年10月20日に議決をいただきました第2回の変更の金額24億4,282万2,840円に対し、今回の変更により4億8,907万6,920円、約20%の増額となり、変更後の契約金額は29億3,189万9,760円となるものです。

請負者は、りんかい日産建設株式会社。

工期は、現在の平成30年2月26日から平成30年3月15日に変更となるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号大船渡港山口地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を

求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○岩渕河川課総括課長 議案（その2）の22ページをお開き願います。議案第17号大船渡港山口地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の21ページをお開き願います。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した山口地区において、津波対策の防潮堤を新設する工事を行うものです。

変更設計の理由及びその内容についてですが、次の22ページをお開き願います。第2回変更におきまして、詳細設計の結果、4号陸閘の取り付け部の防潮堤を増工したこと。それから、次の23ページにありますが、第5回変更において、関係機関等との調整が整った南側市道部の4号陸閘を増工したこと。それから、次の24ページにありますが、第6回変更において、地元調整が整った区間に係る防潮堤及び1号陸閘を増工することから、変更契約金額が増額となるものです。

21ページに戻っていただきまして、5番の契約額ですが、平成27年3月4日の第1回変更契約の金額13億5,034万7,760円に対し、今回の変更により5億7,461万2,920円、約42.6%の増額となり、変更後の契約金額は19億2,496万680円となるものです。

請負者は、株式会社山下組。

工期は、現在の平成30年3月20日から平成30年9月28日に変更となるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号大船渡港野々田地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○岩渕河川課総括課長 議案（その2）の23ページをお開き願います。議案第18号大船渡港野々田地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の25ページをお開き願います。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した野々田地区において、津波対策の防潮堤を新設する工事を行うものです。

変更設計の理由及びその内容についてですが、次ページの26ページをお開き願います。第3回変更におきまして、防潮堤基礎杭の施工時に発生する排泥の処理を追加したこと。施工に支障となる設備の撤去を追加したこと。第4回変更において、陸間の基礎が既設排水管と干渉するため、排水管を撤去しまして深い位置に再設置を行うことから変更契約金額が増額となるものです。

25ページにお戻りいただきまして、5番の契約金額ですが、平成28年12月20日に議決いただきました第2回変更の金額11億4,639万8,400円に対し、今回の変更により2億3,111万3,520円、約20.2%の増額となり、変更後の契約金額は13億7,751万1,920円となるものです。

請負者は、株式会社小原建設。

工期は、現在の平成30年1月31日から平成30年7月15日に変更となるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野共委員 直接関係ないかもしれませんが、今回請負契約が12本出ているようですが、その提案の順番を聞かせていただきたいと思えます。

○岩淵河川課総括課長 提案の順番ですが、まず一つは予算で、それぞれ事業予算の順番が決まっています。大きい場合、事業名称ですね。そして、2番目が市町村の順番。そして三つ目に工事費の大きいところから小さいところという形で、最初に事業名、事業予算、そして2番目に市町村、そして工事費というくくりの中で提案の順番を決めています。

○小野共委員 よくわかりませんが、事業名で順番が決まるというのはどういうことですか。アイウエオ順ということですか。予算が基準になるというのは、予算が大きいのが最初に提案されて、だんだん低くなるに従って提案が後ろになってくるというのはわかるのですけれども、その事業によって決まるというのはどういうことなのですか。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 補足して説明いたします。

まず、今回の議案、道路が最初で、その後河川、海岸施設、これは予算の科目の順番であります。道路橋梁費、そして河川、海岸の順番。それぞれの科目の中の順番ですが、変更が最初で、その後新設が入ります。変更の順番は、当初提案の議案の順番という並びで整理をしております。(後刻訂正)

○小野共委員 大船渡港野々田地区が二つ出ていますが、これはもとの提案の順番ということですか。議案第16号と第18号の防潮堤です。

○岩淵河川課総括課長 議会の議決の順番でございます。

○佐々木茂光委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号気仙川筋砂盛地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○岩淵河川課総括課長 議案（その2）の24ページをお開き願います。議案第19号気仙川筋砂盛地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の27ページをお開き願います。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した気仙川河口部において、津波対策の水門を新設する工事を行うものです。

変更設計の理由及びその内容についてですが、次の28ページをお開き願います。第5回変更におきまして、詳細設計の結果、左岸施工に必要となる仮締切の範囲に変更が生じたこと。第6回変更におきまして、詳細な地質調査の結果、左岸施工の基礎杭の長さや打設工法の変更が生じたこと。

次の29ページをお開き願います。上の部分になります。基礎杭の長さや打設工法を変更したことです。さらに、中ほどに示しておりますが、被圧地下水の対策としまして揚水工を追加したこと。それから、次の30ページになりますが、詳細設計の結果、既設水門の取り壊し工法を変更することから変更契約金額が増額となるものです。

27ページに戻っていただきまして、5番の契約金額ですが、平成28年3月4日に議決をいただきました第4回変更の金額106億4,824万8,840円に対し、今回の変更により40億8,639万600円、約38.3%の増額となり、変更後の契約金額は147億3,463万9,440円となるものです。

請負者は、株式会社安藤ハザマ・戸田建設株式会社・豊島建設株式会社特定共同企業体。

工期は、現在の平成32年2月28日で変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 難しい話ではないのですけれども、水が出てきたりとか泥が出てきますよね。それは、ずっと出続けるのではないですか。そうしたら、ずっと揚水とか排水してとまるものなのですか。

○岩淵河川課総括課長 今回この場所で確認された被圧地下水ですが、資料29ページの中ほどに書いておりますが、くいを打ったときに地層の中に被圧された地層がございまして、そこを貫通するものですから、水が噴き出すということになります。そのために、実際施工するときには、水をかいてドライの状態にしないと施工できませんので、ウエルポイント等を補強しながら工事を行います。実際施工が終われば、埋め戻し等もするわけで

すので、また始点の状態に戻るということになってまいります。

水の行き先は、地層の中で通っているものですから、施工時はかきますけれども、終わった後はまたもとの状態に戻すと。施工時にかいた水については、いずれポンプ排水したものを処理しながら川のほうに放出するということになります。

○**嵯峨耆朗委員** 1回これを固めるために水を揚げて、固めてしまえば、その後どうなっても余り全体には影響はないということ。

○**佐々木茂光委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第20号大船渡港茶屋前地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**岩淵河川課総括課長** 議案（その2）の25ページをお開き願います。議案第20号大船渡港茶屋前地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の31ページをお開き願います。工事名は、大船渡港海岸茶屋前地区災害復旧（水門土木ほか）工事。

工事場所は、大船渡市大船渡町地内。

契約金額は6億2,640万円で、請負率は96.84%。

請負者は、株式会社エム・テックであります。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した大船渡港茶屋前地区において、津波対策の水門等を復旧する工事であります。

工期は740日間で、平成29年度から平成31年度までの3年間の債務負担行為で行うものであります。

32ページに入札結果説明書、33ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

なお、この契約に関し提出予定議案等説明会において工藤大輔議員から請負者に係る過去の下請企業とのトラブル等の質問があり、皆様に資料を配付しておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 こういった事業者が入札に参加するというのは問題ないということでしたよね。下請に金を払わないとこの間指摘されましたが、発注者の責任はどのようなのですか。

○菊池建設技術振興課総括課長 入札の参加の関係ですけれども、県営建設工事に入札参加するためには、まずもって入札参加資格者名簿に登載されていて、さらに一般的な入札参加要件、そして工事ごとに定める要件を満たしているということが必要です。

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程等に要件が定まっておりますけれども、当該業者は、例えば税金の滞納者でないこと、社会保険の未加入者でないこと、あるいは県内に営業所を有すること、そして工事現場ごとに主任の技術者あるいは監理技術者を専任で配置することができるというような要件を満たしております、こちらにつきましてまず名簿には登載になっているものです。

また、入札参加資格ですけれども、こちらも要領等で要件が定まっております、まず一般的な入札参加の要件といたしまして、例えば経営事項審査の有効期間を経過していないこと、あるいは入札参加申請から落札までの間に指名停止を受けていないということ、そういったものがあります。

また、今回の工事における参加要件、例えば平成14年4月1日以降に元請として河川等にかかります水門等の新設に係る一定規模の工事をした実績を持っていること。あるいは1級土木施工管理技士、あるいはこれと同等の資格を有している者を専任として配置できるといったさまざまな要件があります。そういった要件を全て満たしているということで、今回の入札に参加すること自体は可能であるということです。

○嵯峨耆朗委員 下請企業とトラブルがあった工事は、議決案件に満たない金額の工事だったということですが、今回は議決案件になっているわけですので、こういったことはもうないとは思うのですけれども、トラブルのないようにぜひ指導していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○岩淵河川課総括課長 今回の工事におきましても、実際その現場の施工に当たりましては、施工計画とか、それから品質確保、管理とか安全管理、加えて現場の施工体制等についても十分に資料と現場も合わせてチェックしながら、目を光らせながら現場管理を徹底してまいりたいということで考えています。

○嵯峨耆朗委員 本来であれば、目を光らせなくていい。それは大変だと思うのですけれども、目を光らせてやっていただければと思います。こういうことのないようにというか、下請企業の人が困るわけですので。あと議会も議決していますし、発注者の責任もあるでしょうから、しっかりと正していただきたいと思います。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

先ほど小野寺委員から質疑がございました件について、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○田中道路建設課総括課長 先ほど議案第13号で小野寺委員から御質問がありました小谷木橋工区の負担率について御説明させていただきます。この事業は、社会資本整備総合交付金（復興枠）という事業で進めております。したがって、復興財源が入っている事業です。この社会資本整備総合交付金（復興枠）の県負担率は35%になっておりますが、これに復興の特別交付税措置がなされておまして、これを加味すると実質の県の負担率は35%掛ける0.05ということで、1.75%ということになっております。

全体事業費84億6,000万円と先ほど答弁させていただきましたが、今の復興の特別措置のスキームは、平成27年度までと平成28年度からで分かれております。平成27年度までは地元負担の実質負担はゼロですが、平成28年度から、先ほど言ったとおり本来の補助率に対する5%の負担になっております。これを平成28年度以降の事業費として試算しますと、額で言うと実質の負担は約1.2億円となります。

○佐々木茂光委員長 この際、執行部から答弁の訂正の発言がありますので、お願いいたします。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 先ほどの小野委員からの議案の提出の順番につきまして訂正をさせていただきます。

議案設定の番号の順番ですが、まず第1に科目の順番、2番目に同じ科目の中では、予算に関する説明書の説明欄にあります予算事業名の順番、その中では3番目に工事箇所の市町村の順番、同じ市町村の中では契約金額の順番ということで、4段階で並べて整理をしております。失礼いたしました。

○佐々木茂光委員長 よろしいですか。以上をもって付託案件の審査を終わります。
この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 いよいよ復興の事業が花盛りといたしますか、にぎわってきていると思っております。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

そこで、転ばぬ先のつえといたしますか、実は先行した直轄工事において、元請、下請、孫請等の関係の中で、孫請の業者が地元の飲食店にツケをしたまま、どうも払う意思がさ

っぱり見えないというような声があったものですから、その会社に向け合いをいたしました。そうしましたところ、その会社では、孫請までは面倒見られませんなんていう話をしていたので、それでは言うけれども、あんた今直轄工事のほうの仕事だけでやっているだろうが、そのうち岩手県の仕事が出たときに、もしおたくがとったら、このツケた分は岩手県の仕事から外せと俺は言うぞと言いましたら、それがきいたのかどうか、70万円ぐらいずつ2カ所に支払ったということがありました。これはこれできくものだと思います。

それから、もう一つは、民宿でありますとかガソリンスタンドに400万円ぐらいのツケをしている孫請の会社があったようであります。それで三陸国道事務所、岩手河川国道事務所、東北地方整備局、関東地方整備局には国会議員団のほうから声をかけてもらったのですが、その質疑の様子を盛岡のある新聞がそのまま載せてくれまして、そうしましたら3日後に現金が振り込まれたという話がありました。これもよかったと思っていますが、いづれ県の仕事がいよいよこういう花盛りの中で、現場が終わって引き揚げられてしまったら、これはいかんともしがたい部分があるやつであります。ただ、直轄工事と違って、県発注の仕事であれば大体県内の仲間とといいますか、県内の人たちがやりくりをしてやっているのかとは思いますが、そうでない場合もあるかと思えます。被災地の仕事をやって、早く復興を助けようと思って仕事をする人たちのお行儀が悪くて、ツケを残していくということがあっては、マイナス効果でありますので、やっぱり発注機関としてそういうところにも目を光らせていただきたい。工事そのものは立派に終わっても、最後の引き揚げの際の身の整理というか、そういうことまで気をつけていただかないと、県民を助けようと思ってやった仕事が苦しめることになってはいけないと思います。前にも聞いたときには、お金をとめるわけにはいかないという話もありましたけれども、事前にそういうことを入手されて、ゼネコンの中でいつも出てくる何とかという会社が、今も相変わらず不払いというか、支払いが潤沢でないというか、迷惑をかけているという話も聞こえてきております。そういう情報も業界からそれぞれ拾い上げながら、何とか地元のみみんなに迷惑のかかることのないように、事前チェックもしていただければありがたいと思いますが、いかがですか。

○菊池建設技術振興課総括課長 ただいま伊藤委員から、非常に大事な情報といたしますか、お言葉をいただいたと思います。

先ほども発注者としての責務というお話を申し上げましたけれども、単純に工事が順調に進んでいい目的物ができればそれで終わりということではもちろんございません。先ほど元請、下請の業者の関係もございましたけれども、適切に支払いですとか、あるいは元請、下請も対等なパートナーとして連携を持って県の仕事をしていただくよう、これからはしっかりとそういった支払いの部分も含めまして施工管理といたしますか、そういったことを発注者の責務として、しっかりと使命を果たしてまいりたいと考えております。

○嵯峨老朗委員 一般質問等でも中平議員でしたか、平成28年台風第10号の災害復旧工事、

3年という期限があるので無理だということで入札が進んでいないという例もよく聞くのですけれども、それに対して繰り越しも含めていろいろ対応が可能だと言っておりましたが、それをもう少し詳しく、実態も含めて説明してもらえれば。

○大久保砂防災課総括課長 昨年の台風第10号災害の公共土木施設に係る災害復旧の状況について説明します。

11月末時点で、県と市町村合わせまして、被災箇所、全1,891カ所ございましたけれども、そのうち1,146カ所、60.6%が発注済みとなっております。詳細内訳を申しますと、県が306カ所の51.7%、市町村が840カ所の64.7%となっております。契約済みの件数です。また、完成している箇所もございまして、県と市町村合わせまして339カ所、17.9%の完成となっております。

委員から今御指摘のあった公共土木施設災害復旧事業費、国庫負担法に基づく予算措置ですけれども、市町村及び自治体の災害からの早期復旧を果たすために、初年度に主に手厚く予算を措置していただけることになっております。それで、通常であれば初年度に85%まで、次年度が99%で3年目が100%ですけれども、今回の台風第10号災害につきましては、そのまま受けてしまいますと予算が消化できないといったこともありますので、初年度は大体5割、次年度に3割で8割まで、そして3年目に2割を足しまして、3年間で予算をいただくこととしております。

国のほうには3年でも完成までは難しいといった話も協議しておりまして、さまざまな協議の中でそういったことも言っておりますけれども、そうした中で繰越制度、明許繰越で1年繰り越せると。さらに、その明許繰越のものは事故繰越、契約して事故繰越というものがあればさらに1年繰り越せるといったことで、先ほど申しました3年目の予算、平成30年に相当する予算ですけれども、2割ほどございます。これが柔軟に対応できるといった内容になっております。

○嵯峨耆朗委員 結局今言ったように、入札をとってもいいのだけれども、もし間に合わなかったらどうするべという不安でとっていない、とれないというのが多々あるのです。ですので、今のような形であればそれなりに消化できるのかと捉えていいですか。大体うまくいきそうですか。

○大久保砂防災課総括課長 今年度の当初に大体の発注予定について、市町村と県で公表しているわけですが、その中では市町村においては今年度までにおおむね8割程度、県では9割ぐらいを目標に発注スケジュールを組んでいます。しかしながら、入札不調もふえております。状況を説明いたしますと、今まで1,363カ所入札に付したところ、不調が376カ所発生しております。入札不調の生じた箇所につきましては、再公告等によって159カ所の契約には至っているのですけれども、この傾向も若干ふえておりますので、建設技術振興課とあわせまして、さまざまな入札不調対策を打ち出しております。先ほど言いました予算配分のスケジュールとあわせて、市町村の発注スケジュール等見ましても、柔軟な運用の中で災害復旧を果たせるのではないかと考えております。

○**嵯峨耆朗委員** 技術者がいないというのも含めて、例えば箇所は50カ所だけれども、ロットという単位で見てそれを25カ所とか20カ所にするような工夫をすればまだ可能かという話で、そういう対応しているという理解でいいですか。

○**大久保砂防災課総括課長** 今委員おっしゃったとおり、発注ロットにつきましては、地域の建設業の経営数だとか発注クラスを見まして、発注者側にある程度ロットをまとめて、地域とか金額とかを見まして発注しております。

また、春から入札を進めていく中で不調が発生していきまして、そこを分析しながらロットの再見直しをしております。傾向としましては、当初B級、C級クラスの工事を想定していましたが、そちらは下請に回っているといった実態もありまして、ロットを大きくして、極力大きなロットで発注する傾向にあると、委員おっしゃったとおり、そういった手だてを打ち出して進めているところです。

○**工藤勝博委員** 1点だけお伺いいたします。

一般質問でお伺いしましたが、屋外広告についてです。県では条例をつくりましたと言っておりますが、特にインバウンド、観光地におけるの広告といいますか、特に目立つのは野立て看板となります。そういうものも含めて、岩手山麓、八幡平管内は全部そういう点では重点地域ということで指定されていると思うのですが、それらについて、私も地元ですから大変このごろ目立つと。特に交差点周辺とか、道路沿いとか、田園地帯にも多いですね。直接的には広域振興局のほうということは聞いていますけれども、その辺は県としてどういう形にこれから指導していくのか。特に観光地を控えているような地域においては、指導を強化してほしいということを考えているのですが、いかがでしょうか。

○**小野寺まちづくり課長** 野立て看板等については、屋外広告物条例において広告物の大きさ、あるいは設置する地域に制限を設けております。岩手県でも魅力ある美しい景観づくりに向けて、県民の皆様の景観に対する関心あるいは意識を高めていくということも重要ではないかと考えております。屋外広告物条例を適切に運用していくとともに、景観づくりに対する意識啓発に努めてまいりたいと思います。

それから、指導の体制につきましては、広域振興局のほうでも非常勤の指導員等を配置するなど、体制づくりのほうを進めているところであります。

○**工藤勝博委員** 広告業者ですと、設置したいというと県の許可をとるために、規制があるということは伺っていますけれども、一般に許可を受けずに自分で作成してどんと立てている、そういうのはある程度規制していかないと、もう乱立されていくのですね。特に変な話、選挙があれば各政党の広告がそちこちに立っています。それらはやっぱり観光地にはふさわしくないと思います。

新幹線でよくTRANヴェールという冊子があるのですが、その中でもあるルポライターは、青森県に行ったら、そういう観光地には一切なかったと。それはすごいと、改めてそう評価しています。岩手県でも景観に対しては気にする必要があるのだらうと思います。

ますけれども、その辺も含めて今後の指導のあり方をお聞きします。

○小野寺まちづくり課長 今後とも機会を捉えて、屋外広告物を適切に掲示していただくように周知を図っていくということが必要でありますけれども、広い県土を有する本県におきましては、パトロール等で個人指導をくまなく行っていくというのにも、人力的にも体制的にも制限があり、まずは、地域の住民の皆様の関心や意識を高めていくということで、自発的に違反広告物を掲示しなくなるような啓蒙活動のほうにも力を入れていきたいと考えております。

○佐々木茂光委員長 実は昼食の時間にもう入っているので、若干休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木茂光委員長 それでは、再開いたします。

昼食時間にかかりますが、引き続き審査を継続したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組について、いわて復興パワー（電力を活用した新たな地域貢献の取組）について及び高森高原風力発電所についてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたします。なお、詳細については当職に御一任願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。